

交通空白地の報告

1. 「交通空白」リストアップ調査について

令和8年「地域の足」に係る「交通空白」リストアップ調査について

国土交通省近畿運輸局

令和7年の調査において把握した全国約2,500地区の「交通空白」地区等に関する解消の取組の進捗を確認するとともに、調査後に新たに発生した「交通空白」地区等を把握することを目的に、令和8年も「交通空白」リストアップ調査を全市区町村に対して実施。
(実施時期：令和8年2月2日(月)～27日(金))

調査方針

令和8年度「交通空白」関連予算において、「交通空白」リストアップ調査との連動を強化する方向

＜調査対象＞

- 全市区町村を対象
 - ・令和7年調査と同様に全市区町村を対象とし、「交通空白」解消の進捗等を確認。
 - ※回答結果は、都道府県における市区町村への支援体制構築を促進するため、管轄する都道府県に共有する。

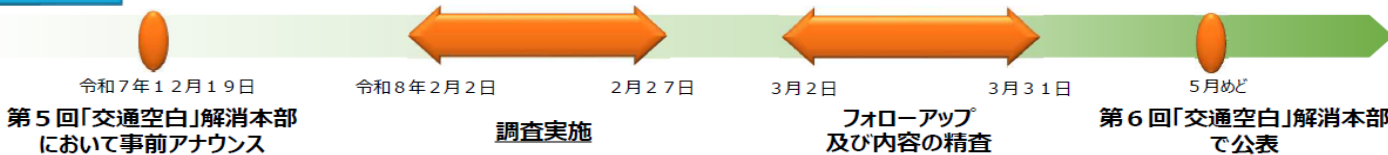
＜実施時期＞

- 令和8年2月2日(月)～27日(金)

＜調査方針＞

- ① 令和7年のリストアップ調査における「交通空白」地区・要モニタリング地区の進捗状況
(例) 「検討中」→「準備中」→「要モニタリング地区解消」など
- ② 新規に「交通空白」地区・要モニタリング地区となった地区の把握
 - ※①の場合はステータス変更の要因、予算措置による効果、今後の事業スケジュール等を詳細に記載することを求める。
 - ※②の場合は令和7年度の調査からの変更理由を詳細に記載することを求める。
(例) 令和7年にバス路線廃止の方針が打ち出され、それに伴い●●地区が新たに「交通空白」地区となる見込み

スケジュール



※「交通空白」の考え方として、誰もがアクセスできる移動の足がない、又は利用しづらいという、困りごとのある地域や時間帯を指す。また、地域の実情や利用者目線を踏まえた判断で考えることとされている。

交通空白地の報告

2. 「交通空白」リストアップ調査の基準

①交通不便地域（交通空白地）の考え方

公共交通における交通不便地域とは、鉄道駅や路線バスの停留所といった公共交通機関の発着場所から、**一定以上の距離がある地域（※1）**を指します。しかし、その基準となる距離については、一律に定義したものはないため、各種出典元の基準値を参考にし、**各市町村の実情（※2）に応じて定める**こととされています。

（※1）一定以上の距離がある地域について

国の機関	バス	鉄道	出典元
国土交通省 自動車交通局旅客課	500m	1,000m	地域公共交通づくり ハンドブック（第3章）
国土交通省 都市局都市計画課	300m	800m	都市構造の評価に 関するハンドブック

（※2）上牧町の実情について

上牧町は丘陵地帯に広がる住宅街があり、地域によっては急勾配の坂の移動が必要となる。
「高齡者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」第16条第3項において、「傾斜路に対し、手すりを設ける基準が示されており、高さ16cmを超え、かつ勾配が1/20（5%）を超える場合は手すりの設置が必要」とされていることを基準とし、**勾配1/20(5%)以上の地域はバス停までの移動距離を短縮した考え方で交通不便地域に検討する。**

交通空白地の報告

3. 「交通空白」リストアップ調査報告

②上牧町における交通不便地域の考え方
前頁の(※1) 及び (※2) の考え方を基準に、下表に示す基準で「交通空白地」をリストアップした。

	バス	鉄道	出典元
基準	3 0 0 m	8 0 0 m	都市構造の評価に関するハンドブック
バス停の周囲に 勾配 1/20 (5%)がある場合	1 5 0 m	-	

③リストアップ結果について (※位置図については別添)

	計	番号	地区名	人口 (人)	面積 (km ²)	番号	地区名	人口 (人)	面積 (km ²)
地区数	8	①	下牧1丁目	173.49	0.026	⑤	服部台2丁目	100.4	0.006
人口 (人)	2035.96	②	下牧3丁目	40.25	0.014	⑥	米山台	1240.73	0.114
面積 (km ²)	1.084	③	松里園1丁目	63.5	0.007	⑦	片岡台1丁目	85.44	0.007
		④	大字上牧	255.15	0.887	⑧	緑ヶ丘2丁目	77.0	0.023

交通空白地の報告

④国の公表予定（リストアップ調査結果）

「交通空白」等リストアップ一覧表【地域の足】（令和8年5月15日集計）

- 各自治体において、以下の考え方にに基づき、「何らかの対応が必要とされる「交通空白」」のリストアップを実施。
- ①「交通空白」の考え方
誰もがアクセスできる移動の足がない又は利用しづらいなど地域交通に係るお困りごとを抱える地域
（必ずしも、地理的、空間的な「交通空白」に限らない。）
 - ②「何らかの対応が必要」の考え方
①の「交通空白」に関して、自治体や地域住民等がその解消に向けて何らかの対応が必要と認識しているもの
（課題認識はあるが、解消の手段が未定・検討中のものも含む。）
- 喫緊の対応まで必要とはされていないものの、地域交通に係るお困りごとの発生の未然防止に向けた対応が求められる地区を「要モニタリング地区」として整理。

（注）すべてもしくは一部の「交通空白」地区・要モニタリング地区を、地域公共交通計画に位置づけている自治体

自治体名		「交通空白」地区						要モニタリング地区			計画の位置づけ（注）
		地区数				人口面積		地区数	人口面積		
都道府県名	市町村名	総数	実施中	準備中	検討中	居住人口 （千人）	面積 （km ² ）	総計	居住人口 （千人）	面積 （km ² ）	
奈良県	上牧町	8	0	0	8	2	1	0	0	0	